

資料②:品種表示ルール

「よつぼし」の種苗販売に係る品種表示のルール（種苗事業者向け）


このルールは、「よつぼし」の種苗（鉢植え株等を含む）の販売や広告を行う事業者が、種苗法に基づく品種表示義務と品種育成者権者の指示を履行するため、必要な事項を定める。

1. 種苗販売に使用する包装容器（種子袋、苗の出荷箱等）、鉢植えラベル、カタログや広告等の適切な位置に、次の4項目全てを、分かりやすく表示すること。

- (1) 品種名：よつぼし
- (2) 品種登録番号：25605
- (3) 遵守事項

「よつぼし」利用の遵守事項

1. 種苗・ランナー等の海外持ち出し禁止
2. 種苗・ランナー等の他者への譲渡禁止
3. 自家増殖を行う場合、「育成機関
公表資料」を確認すること。



<https://seedstrawberry.com/custom14.html>

（表示例：軽度のアレンジを認める）

(4) 商標ロゴ



<捕捉>

- ・ これら4項目は、別々の位置に表示することもできる（例えば、ラベルの表面と裏面に分ける）。
- ・ 商標ロゴの表示をもって品種名の表示と兼ねることができる。一方、品種名の標準文字表示では商標ロゴの表示を省略することはできない。
- ・ 商標ロゴの一色刷（二色表示）も認める。

2. 商標ロゴを使用するため、一般社団法人種子繁殖型イチゴ研究会が指定する所定の手続きを行うこと（資料③「『よつぼし』商標の使用許諾の手続き方法」参照）。

3. 種苗の販売先に応じ、資料④「一般消費者向け説明」、または、資料⑤「果実生産者向け説明」を提供すること（これらは品種表示のQRコードでも確認できる。そのことを伝達すれば、必ずしも紙面等での提供を要しない）。

4. 品種の利用と種苗の流通状況について、育成者権者が実施する調査に協力すること（育成者権者から委託を受けた者を含む）。